

しにいとん

発行日／平成26年1月31日 ■ 発行／(公社)糸魚川法人会総務委員会／新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



5月のイベント(アメリカンスタイル)

第67号

平成26年1月31日

シリーズ 地域のしおり

「ピアパーク バイクミーティング in OYASHIRAZU」

親不知ピアパークの活性化を図ろうと、平成二十四年度からバイクイベントを実施しています。

糸魚川地域では、クラシックカー(自動車)、能生地域ではグランフォンド(自転車)とそれぞれイベントを行っていたこともあり、青海地域では「バイク」のイベントをやりたいというのが発端でした。これでは糸魚川市内のイベントには、車・バイク・自転車と乗物三拍子が出揃いました。

五月第三日曜日には、アメリカンスタイルのバイクを中心に、十月第一日曜日には缶コーヒーを飲みながらのもの、年一回ミーティングを行っています。

ミーティングには、憧れの特別展示車や多種多様なバイクが一堂に会し、ズラリと並んだ様は圧巻です。

会場は、親不知ピアパーク。是非お出かけください。

お問い合わせ

糸魚川市観光協会青海支部
TEL 025-5562-2352

新年会長挨拶



会長
鈴木秀城

明けましておめでとうございませう。

皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は緊急経済対策により、都市部ではデフレや景気が回復に向かい、株価も一五、〇〇〇円をつけました。今年は地方においても、それらの改善が現実のものとして実感できる方向に進むことを期待しています。ここまですべてにわたり経済が沈滞したのは、行きすぎた円高やコスト偏重の産業構造の修正がタイムリーに実行できず、企業は海外に拠点を移し、国内の産業が弱体化し、結果的に国内での雇用や産業が縮小してしまっただけではないでしょう。

うか。結果、税収も落ち込むことになってしまったように感じます。

政権の交代により、方針転換が果敢に実行され、デフレ脱却景気回復の政策が実りつつあります。法人税制においても、設備投資の需要を喚起・促進する税制や、再生可能エネルギーや省エネ設備など環境関連の投資を促進する税制、給与を増加した場合に税額控除を受けることのできる税制、交際費課税の特例の拡充など、企業においても投資を促し、お金を使って経済の循環を大きく強くするように誘導する税制改革がおこなわれました。

私は、毎年能生白山神社に二年参りに行きますが、今年は大変穏やかで暖かな

年越して、夜空には星が輝いていました。その素敵な天気にあやかり、今年が穏やかで輝きのある一年となるように、景気回復や無病息災を神々に願ってききました。

法人会には、五つの委員会と三つの地域支部、女性部会、青年部会の組織があります。それぞれに活発な活動をしていきます。糸魚川法人会のホームページには事業の内容が報告されていますが、それを見て、改めて多くの会員による有意義な事業をして頂いていると感じました。役に立つ講師の講演も見ることができ、一度ご覧になって下さい。

結びに、皆様のご健勝と企業のご隆盛を祈念し、年頭のご挨拶と致します。

新年賀詞交換会



岡村 均振興局長



米田 徹市長



小林英彦税務署長



鈴木秀城会長

第七回糸魚川翡翠デザイン画コンテスト表彰式



グランプリ 瀬戸ひかりさん

一月二十三日、ヒスイ王国館において、第七回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。



(公社)日本ジュエリーデザイナー協会会長 菅沼知行氏

今回のコンテストには、全国の一一三名から一八四点の作品が寄せられ、グランプリに横浜市在住、瀬戸ひかりさんの「神様からの贈り物(ブローチ)」、また製品化デザイン賞に北九州市在住、松本香澄さんの「ショーの奇跡(ネックレス)」が選ばれました。

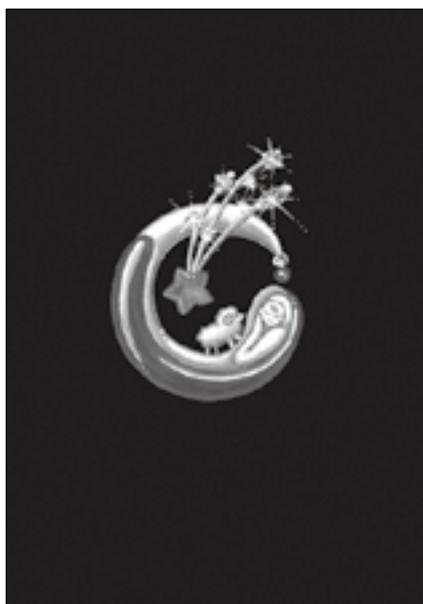
講評された菅沼知行氏は、「コンテストに取り組むデザイン学校が年々増えていることは喜ばしい。しかし全体的にテーマを読み取る力が今少し足りないように思える。指導にあたる先生にメール等でテーマの意味合いを伝える等の工夫があってもよいのではないかと助言されました。

表彰式の後、新年賀詞交換会が盛大に開催され、新春を寿ぎました。

デザイン画コンテスト入賞者

(敬称略)

賞	氏名	住所
グランプリ	瀬戸ひかり	横浜市
準グランプリ	丸杉 絢子	川崎市
糸魚川ヒスイ商組合賞	吉平 亮子	新潟市
糸魚川ヒスイ商組合賞	櫻田 茜	横浜市
審査員特別賞	鈴木絵里香	板橋区
製品化デザイン賞	松本 香澄	北九州市



グランプリ
「神様からの贈り物」



糸魚川ヒスイ商組合賞
「クローバーのお守り」



糸魚川ヒスイ商組合賞
「君を見つけた」



準グランプリ
「ボーイ・ミーツ・ガール」



製品化デザイン賞
「ショーの奇跡」



審査員特別賞
「おどろましょ」

新年のご挨拶



糸魚川税務署長
小林英彦

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人糸魚川法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

鈴木会長をはじめ、会員の皆様方には、法人会活動を通じて、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、日ごろから正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会や租税教室の講師や絵がきコンクールの開催などに積極的に取り組まれており、深く敬意を表します。今後も皆様との連携・協調を図ってま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年九月には、「糸魚川ジオパーク」が世界ジオパークとして四年に一度の再認定を受けました。世界ジオパークの認定は恒久的なものではなく、地質遺産を保護し、活用することにより、地域社会の活性化に努めることが条件とされていると聞いています。糸魚川地域の皆様が一体となって糸魚川ジオパークを活用し、盛り上げてきた結果が今回の再認定だったのだと感銘を受けた次第です。

北陸新幹線の開業を一年後に控え、糸魚川駅の新駅舎も完成、供用開始されました。皆様にとって今年が更なる飛躍の年になることをお祈り申し上げます。

さて、急速に進む少子・高齢化社会の中、社会保障の安定財源の確保を目的として、税制改正により本年四月から消費税率が8%に引き上げられます。

一般の消費税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税転嫁対策特別措置法」(平成二十五年十月一日施行)において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

消費税の円滑かつ適正な転嫁のための取り組みの一端として、政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、電話、メール等による事業者等から寄せられた転嫁等に関する相談に対応しています。当署におきましても「改正消費税相談コーナー」を設けて、これら政府全体の取り組みを踏まえて、質問・相談等に対応することとしております。

また、e-Taxの普及利用拡大につきましても重要課題として取り組んでおります。

糸魚川法人会におかれま

しても、普及・利用拡大にご尽力をいただいております。お陰様で糸魚川署管内の利用率は全国平均を上回っております。改めて皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。e-Taxは確定申告書の提出だけでなく、源泉所得税の徴収高計算書や法定調書合計表の提出にもご利用いただけます。ダイレクト納付による国税の納付及び納税証明等の申請を含め、より一層のご利用をいただきますようお願い申し上げます。

成二十五年分の所得税・個人事業者の消費税・贈与税の確定申告の時期を迎えます。会員企業の役員及び従業員の皆様におかれましては、積極的にe-Taxをご利用いただきますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝・ご繁栄をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

消費税価格転嫁等総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
 - 広告・宣伝に関する問い合わせ
 - 消費税の総額表示に関する問い合わせ
 - 乗車券値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00~17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。

なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

● 固定電話からは 8.5円~80円 / 3分間 ● 携帯電話からは 90円 / 3分間

● 公衆電話からは 30円~220円 / 3分間

URL (24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

法人会全国大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度移行後も租税教育など税の啓発運動を中心に、さらに積極的に公益的な活動を展開し、広く社会に貢献することをここに誓うものである。

一方、わが国の経済は、長期に亘る低迷を経て、ようやく明るい兆しが見えてきた。しかし、これを本格的な自律回復に繋げ、デフレからの脱却と経済再生を実現するためには、いわゆる「三本の矢」からなる経済政策を一体的に推進することが求められている。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す「社会保障と税の一体改革」は、その緒に就いたばかりである。

今後、聖域なき歳出削減の徹底と併せ、あらゆる改革において抜本的な見直しを行うことが必要である。

こうした諸課題に向け、われわれ法人会は「平成二十六年年度税制改革に関する提言」を取りまとめた。

強い日本経済を再構築し、震災からの復興を加速させるに当たっては、わが国経済の原動力であるとともに、地域雇用の担い手である中小企業の活性化が不可欠であり、法人会はそのための税制の確立を強く求めるところである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ青森の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成二十五年十月三日

全国法人会総連合全国大会

アサーティブ講座

九月九日、ヒスイ王国館において、自らを誠実・率直・対等に表現するためのアサーティブ講座が開催されました。

相手のことをよく知り、自分の思いを伝えるためのトレーニングに汗を流しました。



税務研修会

十月二日、十一月六日、十一月二十日、いずれもヒスイ王国館において、税務研修会が開催されました。

テーマは、「改正消費税」、「相続税と贈与税」、「源泉所得税」等、今どき関心の高いものが設定されました。



消費税率アップに備えた講演会

十月九日、ヒスイ王国館において、「消費税率アップと中小企業の防衛策」と題して一般公開講演会が開催されました。

講師の林忠史氏は、資金繰りの改善策や経営システムの早期対応策等について指導・助言されました。



社長さん こんにちは



株式会社 KTEC
代表取締役 笠原 竜義

当社は昭和五十七年に父がクレーンを購入し、笠原重機として発足しました。平成五年、先代社長の急逝により、私が代表に就任。平成十年に現在の能生地区桂に事業所を置き、平成二十二年春に株式会社KTEC（ケーテック）と改組、改名し現在に至っています。創業以来、クレーン、重機建設工事をもとより、県外へ赴き、火薬を使用しての大規模造成開発工事、構造物の基礎工事における大口径深礎坑掘削、地すべり防止工事における集水井戸掘削工事等、特殊な工事中



心に施工して参りました。平成七年の水害を契機に、地元での工事受注が増加し、現在は地元能生をはじめ糸魚川地域、上越地域の多くの皆様からご愛顧頂き、一般建設業はもちろん、破砕剤を使用しての転石処理工事、コンクリート破砕工事等、特殊な工事も得意としています。厳しい経済環境が続く中、経営理念に『みんなの幸せ』を掲げ、社員、家族、お客様、協力業者の皆様、地域の皆様、に喜んで頂ける会社経営、健全な成長を目指して、社員一同、尚一層の努力をして参りたいと思います。

各支部活動報告

◇能生支部

地域の産業振興 について研修

十二月十九日、能生商工会館において、能生商工会工業部会と合同の研修会が開催されました。

講師の岡村均糸魚川地域振興局長は「マリンドリーム能生」の誘客機能アップや、能生ならではの食材の提供等、一考察を提起されました。



◇青海支部

十一月十五日、電気化学工業(株)執行役員青海工場副工場長の新村哲也様をお招きし、研修会を開催しました。

国内生産の集中化と海外展開の両立といった問題や、青海地域を拠点とした今後の経営戦略等、「DENKA」の細部にわたる現況説明や今後の計画等の講話を拝聴しました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ



法人会オリジナルキャラクター「けんた」

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



損保提携3社との 連携強化を図る

八月六日、膳処くろひめにおいて、福利厚生制度推進連絡協議会が開催され、損保社より「職場において、昼休み時間等わずかな時間で結構なので、商品説明をさせて頂ける場を設けて頂きたい」旨の要請等がありました。

労働災害対策セミナー

十一月二十七日、ヒスイ王国館において、労働災害対策セミナーが開催されました。講師の赤澤将氏は、まとめとして、「職場の安全確保は経営者の責務。労災対策は企業のリスク対策の観点からも必要。対策はチームでつくること」と助言しました。



健康増進ゴルフ大会 優勝は黒坂正男様

九月二十八日、糸魚川CCにおいて、奴奈川経済懇話会と共催による健康増進ゴルフ大会が開催され、雲一つない秋空の下、五十名がプレーに興じました。



ゴルフ大会入賞者 (敬称略)

- 優勝 黒坂正男 (株タナベ)
- 準優勝 吉岡 隆行
- 第三位 山岸 昌浩 (糸魚川商工会議所)
- 第四位 北村 雄一 (糸魚川商工会議所)
- 第五位 野本 修蔵 (株シンコーテック)

台湾研修旅行

十一月十日〜十二日、親会と青年部会の共催による台湾研修旅行が実施されました。

研修先の北投温泉「加賀屋」において、台湾進出の背景や、オープンまでの苦労話等を伺いました。



青年部会

全国青年の集い「広島大会」

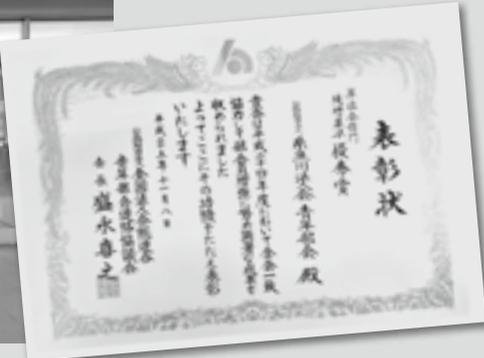
部長 猪又一義



十一月七〜八日の両日、第二十七回全国青年の集い「広島大会」に参加しました。大会では、関東ブロックの多くの部長といろいろな意見交換をする中から、私たちの活動にも生かせるものを数多く発見しました。また共通のテーマで活動している同世代の仲間と交流することによって、今後も租税教室の実施を中心に、地域社会貢献活動に努めていかなければという強い気持ちを持つことができました。

朗報です。昨年度の部員増強の顕著な成果が認めら

れ、みごと優秀賞を受賞しました。来年の全国大会は秋田です。



青年部会研修会①

八月二十九日、ヒスイ王国館において研修会が開催され、部員で糸魚川うまいもん会会長を務める龍見和弦氏から話を伺いました。

地域の活性化と交流人口の増加を目指す活動に、大きな拍手が送られました。その後懇談会へと移りました。



県連青年部会 合同セミナー

九月二十六日、岩室温泉ゆもとやにおいて、県連青年部会合同セミナーが開催され猪又一義、月岡浩徳、藤巻道隆の三氏が参加しました。

青年部会企業見学

十月二十四日、大和ハウス工業(株)新潟工場(上越市)を訪問し、会社の概要説明を受けた後、各種製造ラインや家の構造棟を見学し、またガラスの強度試験や免震装置を体験しました。



青年部会研修会②

十二月十八日、月徳飯店において研修会が開催され、講師の小林英彦糸魚川税務署長は、我が国の財政の現状と将来について、また租税教育の推進等について講話をされました。





租税教室

青年部会

十二月九日、中能生小学校、一月十七日、糸魚川小学校、同二十日、西海小学校、同二十三日、大野小学校において租税教室が実施されました。学校規模により受講した児童数に差はあっても、税に対する学習意欲はみな同じでした。

女性部会

税に関するチラシ配布

十一月十二日、ハッピー奴奈川店前において、税に関するチラシ配布を実施しました。

税務署・市役所・地域振興局の職員のほか、市の



ゆるキャラも駆けつけてくれました。

その後、会場を膳処くろひめに移し、小林英彦税務署長との懇談会を開催しました。

研修旅行

新歌舞伎座で観劇

観劇

九月十二日～十三日、新歌舞伎座の花形歌舞伎の観劇と、目黒雅叙園百段階段の見学をメインにした研修旅行に十四名が参加し、雅な世界を満喫しました。

税に関する

絵はがき展示

十一月十一日～十五日、税を考える週間に合わせ、糸魚川信用組合の本店と支店の四か所において、税に関する絵はがきを展示し、市民に対する納税意識の高揚を図りました。



Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜) 〇〇円 (税抜価格) 〇〇円 (本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

消費税転嫁対策特別措置法が施行されました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成 25 年 10 月 1 日付けで施行されました（同法は、平成 29 年 3 月 31 日まで適用されます。）。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。



新潟支社 上越営業所/上越市西城町3-5-24
TEL 025-525-1181



新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に
安心をお届けしてまいります。
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数 No.1

※平成24年版「インシュアランス生命保険統計号」より



生きるための
がん保険 Days



NEW
ちゃんと応える
医療保険
EVER

謹んで新年の御祝詞を
申し上げます

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

【新潟支社】

〒950-0088
新潟県新潟市中央区万代 4-4-27 新潟テレコムビル 4F
TEL.025-243-0612